

○確認制度について

確認制度は、区が事業者等に給付費（委託費）の支給を行うため、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けた幼稚園、保育所等、地域型保育事業所に対し、確認を行うものである。

なお、施行の際に、現に幼稚園、保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、特定教育・保育施設としての確認があったものとみなすものとする。また、区で独自に実施している家庭福祉員は、特定地域型保育事業としての確認があったものとみなす。

確認事項における運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、区が条例として制定する。

「利用定員」「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については【従うべき基準】とし、それ以外は【参酌すべき基準】とする。

（１）利用定員の設定：国の基準どおりとする。

【最低数】保育所及び認定こども園：20名以上

幼稚園：最低利用定員を設けない。

地域型保育事業：①家庭的保育事業：1～5人

②小規模保育事業：A型及びB型：6～19人/C型：6～10人

③居宅訪問型保育事業：1人

【区 分】1号（3～5歳：幼稚園）

2号（3～5歳：保育所）

3号（0歳：保育所及び地域型保育事業）

3号（1・2歳：保育所及び地域型保育事業）の4区分

（２）運営基準等：国の基準どおりとする。

① 幼稚園、保育所等、地域型保育事業が利用される際に行わなければならない基準
保護者に対する内容手続きの説明、同意、契約、応諾義務など

② 幼稚園、保育所等、地域型保育事業者が教育・保育の提供する際に行わなければならない基準

幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供、子どもの適切な処遇、利用者負担の徴収、連携施設との連携など

③ 事業者が幼稚園、保育所等、地域型保育事業を管理・運営等を行う際に行わなければならない基準

運営規定の作成・掲示、秘密保持、事故防止及び事故発生時の対応など

（３）罰則

本制度の信頼性・公平性を確保する観点から、不誠実な対応を抑止するため規定する。

【10万円以下の過料】

事業者が正当な理由なく子どもの教育・保育の給付に関する報告、物件の提出・提示をしない若しくは虚偽の報告、物件の提出・提示をした場合又はそれに関する職員
の質問に対して答弁しない若しくは虚偽の答弁をした場合

(4) その他法令等で定められた事項

① 情報公表の取扱い

施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すため、教育・保育施設の設置者、地域型保育事業者は確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとする際に、当該施設・事業において提供する教育・保育に係る情報を東京都に報告し、東京都はその報告の内容を公表しなければならない。

ア 基本情報：法人の名称、所在地等

施設の種類、名称、所在地等

施設設備、職員の状況、利用定員、開所時間等

イ 運営情報：施設・事業の運営方針、教育・保育の内容・特徴、事故発生時の対応等

② 業務管理体制

給付（委託費）の適正な実施のため、確認を受けた幼稚園、保育所等、地域型保育事業者に対して内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備したうえで、法令遵守責任者氏名等の届出を求めることができる。

ア 事業が中央区のみに所在する場合は、中央区へ届け出る。

イ 事業が東京都内のみに複数所在する場合は、東京都へ届け出る。

ウ 全国的に事業を展開している場合は、国へ届け出る。

中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

1 特定教育・保育施設の運営基準

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
利用定員に関する基準	<p>1 特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所については、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までの認定の区分（下記※参照）ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分は、1歳未満と1歳以上にさらに区分して利用定員を定める。</p> <p>（1）認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分</p> <p>（2）幼稚園 1号認定の子どもの区分</p> <p>（3）保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分</p> <p>（※）認定の区分</p> <p>1号認定…保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>2号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>3号認定…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども</p>	従うべき基準	国の基準どおり
運営に関する基準	<p>1 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要（施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間等）、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
	<p>2 利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>（1）メールによる送信</p> <p>（2）ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>（3）磁器ディスク、CD-ROM等の記録媒体による提供</p> <p>3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定の子どもの数及び現に利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設のうち保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る2号認定又は3号認定の子どもの数及び現に利用している2号認定又は3号認定の子どもの総数が、2号認定又は3号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 上記2又は3の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選考方法を明示した上で、行わなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への 委任の方法	区の考え方
	5 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設のうち、認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準どおり
受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認定の申請に係る援助	1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
利用者負担額等の受領	1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の、特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、上記1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育の提供に当たって、当該特定教育・保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	<p>4 特定教育・保育施設は、上記1から3までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育において提供される便宜に要する費用のうち、次掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（3号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定の子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 上記1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、上記3の金銭の支払については文書による同意を得なければならない。</p>		
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費又は特例施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 法定代理受領を行わない特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
特定教育・保育の取扱い方針	<p>1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じてそれぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>(4) 保育所 保育所保育指針</p> <p>2 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記1の(2)に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
特定教育・保育に関する評価等	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への 委任の方法	区の考え方
緊急時 等の対 応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認 定保護 者に関 する市 町村へ の通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
運営規 程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかなければならない。</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定の子どもに区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
勤務体 制の確 保等	<p>1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
定員の 遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
掲示	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認 定子ど もを平 等に取り 扱う 原則	特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
虐待等の禁止	<p>特定教育・保施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為（下記※参照）その他当該支給認定子ども心身に有害な影響を与える行為してはならない。</p> <p>※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為</p> <p>一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>二 被措置児童等にいじめつな行為をすること又は被措置児童等をしていじめつな行為をさせること。</p> <p>三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>特定教育・保育施設のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
秘密保持等	<p>1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
情報の提供等	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
利益供与等の禁止	<p>1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等（下記※参照）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>※利用者支援事業者等</p> <p>子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者</p> <p>2 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
苦情解決	<p>1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	<p>4 その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>		
地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。 3 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
会計の区分	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録 (3) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 (4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録 (5) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
特例施設型給付費に関する基準	<p>1 特定教育・保育施設のうち、保育所が1号認定に該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。 (1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県、指定都市等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守すること (2) 当該特別利用保育に係る1号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の2号認定の子どもの総数が、当該保育所について定められた2号認定の子どものに係る利用定員の数を超えないものとする。 (3) 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への 委任の方法	区の考え方
特別利用教育の基準	<p>1 特定教育・保育施設のうち、幼稚園が2号認定に該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>（2）当該特別利用教育に係る2号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の1号認定の子どもの総数が、当該幼稚園について定められた1号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>（3）特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国の基準どおり

2 特定地域型保育事業の運営基準

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
利用定員に関する基準	<p>1 特定地域型保育事業の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭的保育事業…1人以上5人以下</p> <p>(2) 小規模保育事業A型及びB型（下記※参照）…6人以上19人以下</p> <p>(3) 小規模保育事業C型（下記※参照）…6人以上10人以下</p> <p>(4) 居宅訪問型保育事業…1人</p> <p>※小規模保育事業A型、B型及びC型</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の規定による類型で、保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）に区分</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所ごとに、3号認定の子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。なお、事業所内保育の事業を行う事業所にあつては、従業員の小学校就学前子どもと、その他の小学校就学前子どもごとに定める3号認定の子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
運営に関する基準	<p>1 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要（事業の目的・運営方針、特定地域型保育の内容、特定地域型保育の提供を行う日・時間等）、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定地域型保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 利用申込者からの申出があつた場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(1) メールによる送信</p> <p>(2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>(3) 磁器ディスク、CD-ROM等の記録媒体による提供</p> <p>3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び電子ファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 利用申込者から電磁的方法による提供の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法による提供の承諾を得た場合は、この限りでない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<p>1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定の子ども数及び現に利用している3号認定の子ども数の総数が、当該特定地域型保育事業者の3号認定の子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 上記2の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選考方法を明示した上で、行わなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る児童に対し自ら適切な特定地域型保育事業を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。		
あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、3号認定の子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従うべき基準	国の基準どおり
受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認定の申請に係る援助	1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
心身の状況等の把握	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定地域型保育事業者等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
特定教育・保育施設等との連携	1 家庭的保育、小規模保育又は事業所内保育を行う特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 （1）特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2）特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、必要に応じて、当該特定地域型保育事業者に代わって特定教育・保育を提供すること。 （3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従うべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	<p>3 事業所内保育事業を行う者であって、利用定員が20人以上のものについては、上記1（1）及び（2）の連携協力を求めることを要しない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>		
<p>小学校等との連携</p>	<p>特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定地域型保育事業者等において継続的に提供される地域型保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>地域型保育の提供の記録</p>	<p>特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>
<p>利用者負担額等の受領</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）の、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合にあっては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、上記1及び2の支払を受ける額のほか、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育等に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、上記1から3までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>（1）日用品、文房具その他の特定地域型保育等に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>（2）特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>（3）特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>（4）上記に掲げるもののほか、特定地域型保育等において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 記1から4までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 上記3及び4の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、上記3の金銭の支払については文書による同意を得なければならない。</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>国の基準どおり</p>

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
地域型保育給付費等の額に係る通知等	1 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の額を通知しなければならない。 2 法定代理受領を行わない特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従うべき基準	国の基準どおり
特定地域型保育に関する評価等	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
緊急時等の対応	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認定保護者に関する市町村への通知	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。 （1）事業の目的及び運営の方針 （2）提供する特定地域型保育の内容 （3）職員の職種、員数及び職務の内容 （4）特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 （5）支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 （6）利用定員 （7）特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。） （8）緊急時等における対応方法 （9）非常災害対策 （10）虐待の防止のための措置に関する事項 （11）その他特定地域型保育事業者の運営に関する重要事項	参酌すべき基準	国の基準どおり
勤務体制の確保等	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所ごとに、特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		
定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
掲示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	特定地域型保育事業においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従うべき基準	国の基準どおり
虐待等の禁止	特定地域型保育事業の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為（下記※参照）その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 被措置児童等にいせつな行為をすること又は被措置児童等をしていせつな行為をさせること。 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	従うべき基準	国の基準どおり
懲戒に係る権限の濫用禁止	特定地域型保育事業の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国の基準どおり
秘密保持等	1 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 小学校、他の特定地域型保育事業者等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	従うべき基準	国の基準どおり
情報の提供等	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業者を選択することができるように、当該特定地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり
利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業等（下記※参照）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参酌すべき基準	国の基準どおり

項目	国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
	<p>※利用者支援事業者等 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者</p>		
苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 その提供した特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
地域との連携等	<p>特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準	国の基準どおり
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 （1）事故が発生した場合の対応、（2）に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 （3）事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 3 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
会計の区分	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	参酌すべき基準	
記録の整備	<p>1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 （1）保育所保育指針に基づき定める特定地域型保育の提供に当たっての計画 （2）特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録 （3）支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録 （4）苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録 （5）特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準	

項目		国の基準（府令）	条例への委任の方法	区の考え方
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が1号認定に該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を遵守すること</p> <p>（2）当該特別利用地域型保育に係る1号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の3号認定の子ども（特定利用地域型保育を提供する場合は当該対象となる2号認定の子どもを含む。）の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>（3）特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、この「特定地域型保育事業の運営に関する基準」の規定（「正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の2及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
	特定利用地域型保育の基準	<p>1 特定地域型保育事業者が2号認定に該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>（1）児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村が条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。</p> <p>（2）当該特定利用地域型保育に係る2号認定に該当する支給認定子どもの数及び利用中の3号認定の子ども（特別利用地域型保育を提供する場合は当該対象となる1号認定の子どもを含む。）の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>（3）特定地域型保育には、特別利用地域型保育を含むものとして、この「特定地域型保育事業者の運営に関する基準」の規定を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国の基準どおり

3 罰則

項目	国の基準（府令）	条例への 委任の方法	区の考え方
罰則	なし	—	<p>子ども・子育て支援法第87条第2項により過料を科する規定を設けることができるとなっており、制度の信頼性・公平性を確保する観点から、不誠実な対応を抑止するため、罰則を設ける。</p> <p>【10万円以下の過料】 事業者が正当な理由なく子どもの教育・保育の給付に関する報告、物件の提出・提示をしない若しくは虚偽の報告、物件の提出・提示をした場合又はそれに関する職員の質問に対して答弁しない若しくは虚偽の答弁をした場合</p>

4 附則

項目	国の基準（府令）	条例への 委任の方法	区の考え方
特定保育所に関する特例	<p>1 特定保育所（下記※1参照）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あつせん、調整及び要請に対する協力」の項目の規定は適用しない。</p> <p>（※1）特定保育所 特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
施設型給付費等に関する経過措置	<p>1 特定教育・保育施設が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
利用定員に関する経過措置	<p>小規模保育事業C型にあつては、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、「利用定員」の項目の1（3）は「6人以上15人以下」とする。</p>	従うべき基準	国の基準どおり
連携施設に関する経過措置	<p>特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、「特定教育・保育施設等との連携」の項目の1の規定にかかわらず、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	従うべき基準	国の基準どおり